

講演

国際不法行為，歪められた域外適用[†]

International Torts, Extraterritorial Distortion

アレックス・グラスハウザー^{*}
訳 北 井 辰 弥^{**}

訳者はしがき

2013年7月1日，来日中であったウォッシュバーン大学ロースクール（アメリカ合衆国カンザス州）のアレックス・グラスハウザー教授は，日本比較法研究所において「国際不法行為，歪められた域外適用」と題する講演をされた。グラスハウザー教授は，民事訴訟法が専門であるが，国際人権問題にも強い関心を持っておられる。この講演でも，2013年4月のアメリカ合衆国最高裁による *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.* 事件について，同判決が外国人不法行為法の趣旨を歪めてしまったとして，批判的に検討を加えておられる。本翻訳は，講演原稿を当日の通訳をつとめた北

† 本稿は2013年7月1日に口頭で報告されたものである。報告の機会が与えられたことに対して，中央大学法科大学院および日本比較法研究所，とりわけ伊藤壽英教授，ダン・ローゼン教授そして北井辰弥教授に心より感謝申し上げる。

* ウォッシュバーン大学ロースクール教授

Alex GLASHAUSSER

Professor of Law, Washburn University School of Law, Topeka, Kansas, U.S.A. B.A. 1990, Harvard College; J.D. 1995, Duke University School of Law.

** 所員・中央大学法学部教授

井が筆者の監修のもとで訳出したものである。

I. 序

映画「E.T.」では、登場した宇宙人のフルネームは「地球外生物 The Extra-Terrestrial」であった。地球上の観客は皆この E.T. を好きになったのだが、人間が地球外の物を怖がることは無理もないことである。同様に、国内の裁判所も、地球外とはいわないまでも、国外に——すなわち、域外に（extraterritorially）——国内法を適用することをしばしば恐れる。ここでの懸念は国際的な軋轢である。というのは、ある国の法律が他国の行為に域外適用されることは、主権侵害を招くおそれがあるからである。

このような理由から、国際法は、一定の限られた場合を除き、国内の裁判所が国内法を域外適用することを禁じている¹⁾。合衆国最高裁は、裁判所が連邦議会の制定法をいかなる場合に国外の行為に適用するよう解釈すべきかについて、同様の法理を発展させてきた。もし連邦議会がある連邦法が外国での行為に適用されると明示している場合、裁判所はこの指示に従わなければならない。最高裁判所は、国際法のいかなる原理が適用されるとしても、連邦議会がこうした立法権を持つことを強調してきた。もし連邦議会がある法律は外国の行為には適用されないと明確に述べていれば、裁判所は同様にこの指示に従わなければならない。

しかし、域外適用について、連邦議会が沈黙している場合はどうであろうか。そうした場合、最高裁は、域外適用禁止推定（presumption against extraterritoriality）がはたらくことになると判示してきた。別段の定めがない限り、裁判所は「合衆国の法律は国内に適用されるのであって、世界を支配するものではない²⁾と推定しなければならないのである。その結果、「域外適用について制定法が何ら明確な指示を与えていない場合、域外適用はなされないのである」³⁾。

1) IAN BROWNLIE, PRINCIPLES OF PUBLIC INTERNATIONAL LAW 301–09 (5th ed. 1998).

2) Microsoft Corp. v. AT&T Corp., 550 U.S. 437, 454 (2007).

最高裁はまたより広範な原理を宣言している。すなわち，連邦制定法を解釈するにあたっては，裁判所は連邦議会が国際法侵害の意図を持たないことを前提としなければならない⁴⁾。域外適用禁止推定は，本質的には，こうしたより広範な原理の当然の帰結なのである。裁判所は連邦議会が国際法——国内法の域外適用を制限する——を侵害する意図を持たないことを前提としなければならないのであるから，当然，裁判所はまた連邦議会が国内法の域外適用の意思を持たないと推定しなければならないのである。

近年合衆国において関心を集めているのは，外国人不法行為法（Alien Tort Statute）の域外適用の可能性についてである。同法は，次のように規定する。

連邦地方裁判所は，諸国家の法（law of nations）または合衆国の条約に反して行われた不法行為に限り，外国人による民事訴訟について第1審管轄権を有する⁵⁾。

外国人不法行為法は合衆国憲法が批准された直後に制定され，1789年裁判所法の一部をなすものであるが，この時，第1回連邦議会は，連邦裁判所制度を創設し，新しい連邦裁判所に，様々な場面における管轄権を付与したのである⁶⁾。ほぼ200年にわたり，外国人不法行為法の下での管轄権行使を求める訴えはほとんど提起されてこなかったが，しかし，最近の数十年において顕著な変化が生じている。

外国人不法行為法に規定される「諸国家の法 law of nations」は，今日

3) Morrison v. Nat'l Australia Bank Ltd., 130 S. Ct. 2869, 2878 (2010).

4) Murray v. The Schooner Charming Betsy, 6 U.S. (2 Cranch) 64, 118 (1804)（「連邦議会の法律は，他に採りうる解釈が残されているならば，諸国家の法を侵害するように解釈されてはならない……」）。

5) 28 U.S.C. § 1350.

6) Judiciary Act of 1789, ch. 20, § 9(b), 1 Stat. 73, 77 (1789).

では通常「国際法 international law」と称される。合衆国最高裁が、「国際法はわれわれの法の一部をなす……」⁷⁾と宣言したことはよく知られている。国際法は長らく主に国家間で適用されるものと考えられてきたが、しかし、現代においては、国際法はしばしば個人にもまた適用されるのである。1980年、ある有名な人権侵害事件が外国人不法行為法に基づいて提起されたことが、合衆国におけるこのような発展の契機となった。もっとも、最近になって最高裁判所が域外適用の法を歪めたことから、連邦裁判所における人権訴訟の未来は今では不確実なものとなっている。

II. 判 例

A. Filártiga 事件

発端となった1980年の事件は、Filártiga v. Peña-Arala 事件であった⁸⁾。パラグアイ人の父親が、娘とともに、息子の死をめぐり訴えを提起した。被告は、パラグアイ政府職員であり、父親の政治活動に対する報復として、パラグアイにおいて息子を拷問し、死にいたらしめたと言われた。当該職員の国籍はパラグアイであったが、合衆国に移住したところ、そこで訴状の通達をうけた。原告は、連邦裁判所が管轄権を有すると主張するにあたり、外国人不法行為法をその根拠とした。

第一審は事物管轄権の欠如を理由に訴えをしりぞけたが、控訴裁判所は本件が連邦裁判所に係属しうると判示し、原審を覆した。控訴裁判所は、自らの判決が持つ劇的な効果を自覚しながら次のように述べた。「今日のわれわれの判決は……残虐な暴力からすべての人を解放するという果てしなき夢の実現に向けてのささやかではあるが重大な一歩なのである」⁹⁾。

Filártiga 事件において、域外適用という争点は傍論の中でふれられたにすぎなかった¹⁰⁾。本件に関連する行為はパラグアイでなされたが、この

7) The Paquete Habana, 175 U.S. 677, 700 (1900).

8) 630 F.2d 876 (2d Cir. 1980).

9) *Id.* at 890.

ことが問題視されなかったことは驚くべきことではない。結局、本件は、例えば、合衆国よりも寛大な国で行われた合衆国法上の性犯罪について、合衆国がその国民を起訴するというような事件とは異なるのである。そうした事件においては、域外適用は懸念されてしかるべきである。これとは対照的に、Filártiga 事件において問題となった実体法は国際法であった。連邦議会によって制定された法律——すなわち、外国人不法行為法——は、連邦裁判所に国際不法行為法の規範を適用する管轄権を与えたにすぎないのである。

B. Sosa 事件

Filártiga 事件の後、連邦裁判所の管轄権を主張するにあたり外国人不法行為法に依拠する一連の事件が続き、アメリカ合衆国では国際人権訴訟が華々しく繰り返され、連邦最高裁判所は、2004年の *Sosa v. Alvarez-Machain* 事件¹¹⁾において、ついにそうした訴訟の適切な範囲について態度を明らかにした。

Filártiga 事件と同様、Sosa 事件は拷問の主張に関わるものではあったが、今回はそのような拷問が原告である Alvarez によって行われたとされた。合衆国政府は、メキシコで麻薬の違法取引の捜査にあっていた連邦捜査官を Alvarez が拷問したとの嫌疑をかけた。合衆国政府は Alvarez を起訴した後、通常の犯罪人引渡手続を経ることなく、数人のメキシコ人を雇って Alvarez を誘拐させ、カリフォルニアで裁判にかけた。Alvarez は刑事裁判において無罪となったが、その後、誘拐の実行者のひとり Sosa を相手取って民事訴訟を起こした。連邦管轄権の根拠として外国人不法行為法を持ち出しながら、Alvarez は、彼に対する「恣意的な逮捕および拘

10) *Id.* at 885 (「裁判所がその領域管轄外の事案を判断することは決して異常なことではない」)。Filártiga 事件で問題となった行為がパラグアイ法を侵害しているのだから、アメリカの裁判所が審理する上で行為地が外国であることは何ら支障とならないと最高裁は判断したのである。*Id.*

11) 542 U.S. 692 (2004).

禁」は国際不法行為法に違反するものであったと主張した。

連邦地方裁判所は Alvarez に対する損害賠償の支払いを命じ、控訴裁判所もこれを認容した。しかしながら、最高裁は、「恣意的な逮捕および拘禁」に対する国際法上の訴訟原因を下級審が認めるべきではなかったとの理由でこの判決を覆した。最高裁は「国際法はわれわれの法の一部をなす……」¹²⁾として国内の裁判所における国際法の効力を認めながら、「この種の新しい訴訟原因を認める際に連邦裁判所が行使すべき裁量は抑制的であるという見解」を明らかにした。最高裁は、連邦裁判所が「現代の諸国家の法」に照らした不法行為に対する訴訟原因を認めることはやぶさかではないとしながらも、そうした訴訟原因は「安導券の侵害、大使の外交特権の侵害、および海賊行為」のように「18世紀のパラダイム……の特徴に匹敵する程度の明確性をもって定義され」¹³⁾なければならないと判示したのである。最高裁は、「外交政策に有害な結果をもたらす危険」¹⁴⁾があることを理由に、連邦裁判所が国際法に基づく訴訟原因を広く認めていくことには慎重でなければならないと警鐘を鳴らしたのである。Alvarez の「恣意的な逮捕および拘禁」はこの基準をみたまず、よってその請求はしりぞけられることとなった。

訴えの対象となった一連の不法行為は海外で行われたが、最高裁は合衆国法の域外適用については議論しなかった。域外適用禁止推定の根拠は、最高裁の上述の分析すなわち「外交政策に有害な結果をもたらす危険」と同じものであったにもかかわらず。もっとも、こうした議論がなされなかったことは驚くにはあたらない。原告が外国における行為に適用を求めていた実体法は、本件でも国内法ではなく国際法であった。Alvarez の請求はメキシコにおける行為に合衆国法を適用しようとして棄却されたのではなく、最高裁が「恣意的な逮捕および拘禁」を国際法違反であるとは認めなかったという実体法上の理由によって棄却されたのである。

12) *Id.* at 730.

13) *Id.* at 724–25.

14) *Id.* at 728.

C. Kiobel 事件

しかしながら、最高裁は、外国人不法行為法をめぐる最近の事例において、合衆国法の域外適用禁止推定を根拠として判決を下している。2013年4月に下された *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.* 事件¹⁵⁾である。ナイジェリア人の原告は、英国、オランダ、ナイジェリアの企業を相手取って、訴訟を提起した。そして、これら企業は、ナイジェリア政府が石油採掘に反対する環境保護運動を暴力的に抑圧することによって国際法違反を教唆・幫助したと主張した。とりわけ、原告は、反対住民を虐殺し、レイプしたのはナイジェリア軍兵士ではあったが、被告企業がこれら兵士に食糧、移動手段および兵舎を提供することで当該犯罪行為を助長したと主張した。原告の実体法上の論拠は、これら一連の行為が裁判によらない殺人、人道に対する犯罪、および拷問を禁ずる国際不法行為規範に違反するというものであった。原告は連邦裁判所が管轄権を有する根拠を外国人不法行為法に求めた。

本件は、そもそも法人が本件で訴えの対象となっているような不法行為につき責任を負うか否かという点について最高裁で争われた初めての事件であった。第2巡回区控訴裁判所は、原告の請求をしりぞけたが、それは、域外適用の問題のためではなく、国際法は企業責任を規律しないと同裁判所が判断したためであった¹⁶⁾。この争点につき最高裁で口頭弁論がひらかれた後、最高裁は、外国人不法行為法により裁判所は域外の行為に基づく訴訟原因を認めることが許されるかという個別の問題について準備書面の提出を求めた。

John Roberts 長官は最高裁の多数意見を執筆するにあたり、域外適用禁止推定の根拠を検討し、その基礎のひとつは「国際的な軋轢ともなりかねないわが国の法と他国の法との間の意図せざる衝突を回避すること」¹⁷⁾で

15) 133 S. Ct. 1659 (2013).

16) *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 621 F.3d 111 (2d Cir. 2010).

17) *Kiobel*, 133 S. Ct. at 1664 (quoting *EEOC v. Arabian American Oil Co.*, 499 U.S. 244, 248 (1991)).

あると指摘した。なるほどこれは理にかなっている。例えば、もし合衆国がアムステルダムで大麻を買ったアメリカ人を合衆国法に違反したといって起訴すれば、この起訴はオランダ政府の不興を買うだろう。また一方で、もし連邦政府がコロラド州で大麻を買ったアメリカ人を起訴すれば、この起訴はコロラド州政府の怒りを買うことになるかもしれない。現在コロラド州は嗜好品として的大麻を合法化しているからである¹⁸⁾。しかしながら、合衆国が敗れる理由はほとんどない。なぜなら、合衆国憲法の下では、連邦法は州法に優越するからである¹⁹⁾。当然のことながら、連邦法とオランダ法にはこのことは当てはまらない。

Roberts 長官は、域外適用禁止推定が制定法解釈の大原則であり、さらに *Kiobel* 事件で問題となる唯一の制定法は管轄権に関わる外国人不法行為法であると認めていた。それにもかかわらず、長官は「同推定の基礎となる原則は、同様に、外国人不法行為法の下で提起されうる訴訟原因を裁判所が検討することを抑制する」²⁰⁾と述べたのである。最高裁は当該制定法の中に域外適用についてのいかなる文言も、あるいは、その他の「明確な域外適用の指示」も見出すことができないことから、先の推定を覆す理由は何も存在しないとして、被告の請求をしりぞけたのである²¹⁾。

III. 評 論

域外適用禁止推定を外国人不法行為法に適用することによって *Kiobel* 事件の原告の請求をしりぞけた本判決は、非論理的であった。合衆国法を外国の行為に域外適用できるかという問題は、*Filártiga* 事件においてはごくわずかに論じられたにすぎず、*Sosa* 事件では、正当な理由から、まっ

18) COLO. CONST. art. XVIII, § 16.

19) U.S. CONST. art. VI.

20) *Kiobel*, 133 S. Ct. at 1664.

21) *Id.* at 1665 (quoting *Morrison v. Nat'l Australia Bank Ltd.*, 130 S. Ct. 2869, 2878 (2010)).

たく問題とはならなかった。同じように、Kiobel 事件においても論じられるべきではなかったのである。まず第 1 に、外国人不法行為法は、実体に関する法ではなく管轄に関する法であって、一定の請求に連邦裁判所の管轄権を付与するものなのである。第 2 に、(Filártiga 事件や Sosa 事件と同様に) Kiobel 事件で原告が適用を求めた実体法は、アメリカ法ではなく国際法であった。要するに、最高裁は、国際不法行為請求を回避するために、域外適用の法を枉げたのである。

A. 外国人不法行為法の管轄的性質

外国人不法行為法は純粋に管轄権に関するものであり、したがって域外適用にまつわる懸念からは免れている。域外適用禁止推定の下では、連邦議会の立法は、明らかな別段の定めがない限り「合衆国の領域的管轄権の範囲でのみ」²²⁾適用される。外国人不法行為法自体は、正に合衆国内でのみ適用されるのであって、本法に依拠しようとする者は誰も連邦裁判所が外国の地において事件を審理するため開廷すべきだなどとはしていないのである。本法は、合衆国内であれ国外であれ、行為を規制するものでは決してないのである。そうではなく、本法は、実体的国際不法行為法に基づく請求を審理するにあたり、アメリカの法廷を提供するものにすぎないのである。合衆国の裁判所が海外の行為に対して国際法を適用すべきか否かということは、ひとつの重要な問題であって、後に議論することになるが²³⁾、しかし、この問題は、外国人不法行為法自体が合衆国において裁判管轄を提供できるか否かという問題とはまったく別のものである。

最高裁の Kiobel 判決において決定的に重要であるとされたのは、外国人不法行為法には「明確な域外適用の指示」が欠けることであった。しかしながら、このような欠如は取るにたらないものである。純粋に管轄権に関する制定法の中に域外適用の指針を求めるべきではない。実体に関する

22) *Foley Bros. v. Filardo*, 336 U.S. 281, 285 (1949).

23) *See infra* Section III. B.

制定法が、時としてそのような指示を含むことがある。例えば、ある連邦法は、「合衆国外」²⁴⁾のアメリカ人の殺人または殺人未遂を処罰している。この文言は、連邦議会が国外行為を規制する意図を持つことを明らかにするものである。これとは対照的に、管轄権に関する法律は、訴えの対象となる違法行為がどこで行われたかにつきあれこれと規定する理由はほとんどないのである。

外国人不法行為法の文脈からは外れるが、最近のある事件は管轄権の問題と域外適用の問題が異なることをよく物語っている。Morrison v. National Australia Bank Ltd. 事件²⁵⁾において、外国の原告は、外国（およびアメリカ）の被告を相手取り、証券の流通を規制する合衆国の法律である1934年証券取引所法違反を理由に連邦裁判所に訴訟を提起した。訴えは外国の証券取引所で取引された証券に関するものであった。Morrison 事件は、外国の原告、外国の被告そして外国の行為が問題となったことから「外国の三乗 foreign cubed」事件として広く知られている。最高裁は、証券取引所法は域外適用されないとの理由で原告の請求を棄却すると判示した。

Morrison 事件において原告にもともと勝ち目がなかったのは、証券取引所法の実体規定——同法の管轄規定ではなく——の域外適用を主張したからである。実際、最高裁は、本件は本案について棄却されたのであって、管轄権の不存在を理由に却下されたのではないことを強調した²⁶⁾。文言および機能において外国人不法行為法に類似する次の条文に照らして、管轄権は正当に存在したのである。「連邦地方裁判所は……証券取引所法の違反に対する排他的管轄権を有するものとする」²⁷⁾。もし、原因となる行為が行われた場所が外国であっても、Morrison 事件において管轄権が存在したのであれば、Kiobel 事件において、管轄権に関する法——

24) 18 U.S.C. § 1119.

25) 130 S. Ct. 2869 (2010).

26) *Id.* at 2877.

27) 15 U.S.C. § 78aa, *quoted in Morrison*, 130 S. Ct. at 2877 n. 3.

すなわち外国人不法行為法——が域外適用禁止推定を発動させるとは、奇妙な話であると言わざるをえない。

域外適用禁止の推定はなされるべきではなかったのである。この推定を外国人不法行為法に直接適用することは域外適用の意味を歪めることになる。もともと、同法では、外国の行為に国内の実体法を適用することの問題性が正当に認識されていたのであって、一定の事件を審理するために国内の裁判管轄権が与えられることが懸念されていたのではない。

B. 国際法の域外適用

「疑わしきは最高裁の有利に」という立場にたてば、最高裁は *Kiobel* 事件において域外適用禁止推定を外国人不法行為法自体に直接適用したのではなく、むしろ間接的に、すなわち本法を通して連邦裁判所の管轄内で提起される事件を規律する実体法に適用したと考えることができるかもしれない。しかし、そのように読んだとしても、同推定の適用はやはり誤っていた。というのは、原告が依拠した実体不法行為法は、合衆国固有の法ではなく国際法だったからである。同推定の基礎のひとつは、合衆国法と当該行為が行われた国家の法との衝突を回避することの利益である。しかしながら、外国人不法行為法に関する事件において、そのような衝突は存在しないのである。問題とされるべき実体法は、あらゆる場所で適用される国際法なのであるから。

1. 2つの金言

よく知られた2つの金言を対比すれば、この問題はさらに鮮明になる。1つは「ローマにいらば、ローマ人に従え」である。この格言は法原則としても通用する。ローマに旅行する者はイタリア法に従わなければならない。これは常識としてそうだというだけでなく、国際法の「属地主義原則」によるものである²⁸⁾。さらに、ローマにいるとき、人は国際法に従

28) BROWNIE, *supra* note 1, at 303-06.

わなければならない。国際法には国境はないからである。

もう1つの金言は、「ラスベガスで起きた事は、ラスベガスに留まる」である。世の放蕩者たちには残念なことかもしれないが、このいささかふざけた格言は、真実というよりは願望にすぎない。ネヴァダ州に旅行するからといって、その間、人の生活信条（the rules of life）が中断するわけではなく、法の支配（the rule of law）から逃れられるわけでもない。ラスベガスであやまちを犯した者は、自分の州に戻った後、他州の違法行為が前科・前歴として残ることがあるし、少なくとも良心の呵責を覚えるはずである。同じことが国際法違反にも当てはまる。もしある企業がナイジェリアに行き石油で一山当てようとし、現地政府に国際法違反を促した場合、当該企業は後に訴訟を起こされる羽目になっても、またそれがどの国で起こされても狼狽えてはいけない。Kiobel事件の被告の願望がどうであれ、ナイジェリアで起きた事は、ナイジェリアに留まらないのである。

要するに、国際法はあらゆる場所に適用されるのであって、これをどこで行われた行為に適用しようとも、域外適用禁止推定の核心にかかわる主権の衝突を招くものではないのである。およそ国内の裁判所は外国の行為に国際法を適用すべきではないなどと主張することは、当該推定の本質を見誤ることになる。適用が問題となる法が国内法である場合に限り、当該推定は根拠を有するのである。

2. 悉尽（exhaustion）の原則

あるいは次のような反論がなされるかもしれない。国際法の域外適用がたとえ合衆国法とナイジェリア法との衝突を招かないとしても、このことはやはり国際不法行為法の相反する解釈をめぐる同様の外交上の緊張を導きかねない。このような可能性は確かに微妙な問題であり、いずれの国の国内裁判所も国際法の終局的な判定者ではなく、したがって、ある国が他国の解釈に正当に異議をとることもありうるのである。この点を考慮するなら、ある国の国内の裁判所が、国際法を海外の行為に適用する前に「悉尽」の要件をみたそうとすることは賢明なことである。

悉尽の原則によれば、原告は他の可能性を悉く尽くした上で、その国内

裁判所を選択したことを証明しなければならない。これは、裁判地（venue）に関する非管轄的な諸原則——これにより合衆国法の下で適切な裁判所に事件が割り当てられる——に似ている²⁹⁾。例えば、悉尽の要件によれば、当該の紛争解決にあたりいかなる国際裁判所も利用できない場合に限って、原告は国内裁判所への提訴が認められることになる。さらに、悉尽の原則は、ある国の裁判所が原告の請求を審理できない場合に限り、被告の住所地以外の国の裁判所あるいは不法行為地以外の国の裁判所を（もちろん被告に対する人的管轄権があることを前提に）原告が選択できるといえるであろう。

Kiobel 事件の原告になんらかの国際的な司法機関が利用できたようには思われないうし、ナイジェリア国内の裁判所が利用できたとも思われないう。これに比べて、原告がオランダないしイギリスの裁判所にその請求を持ち込むことができたかについては、明らかではない。いずれにせよ、口頭弁論の段階で、裁判官の質問に答えて、原告は悉尽要件は合理的であると同意していた³⁰⁾。

実際には、悉尽要件によって、不法行為地である国は当該不法行為をめぐる他国の国際法解釈に反論しづらくなる。もし最初に国際不法行為訴訟が持ち込まれた国がこれを受理することに極めて消極的であったような場合、その国はどこか別の国の裁判所で行われた国際法の解釈について異議をとなえることはほとんどできないのである。

IV. 結 論

冒頭の2つの推定を思い出してもらいたい。1つ目は、いうまでもないが、合衆国法の域外適用を制限する推定であり、2つ目は、連邦議会は合衆国が国際法に違反することを望まないという推定である。上述したよう

29) See, e.g., 28 U.S.C. § 1391 (連邦裁判所の裁判籍に関する原則を規定する)。

30) Transcript of Oral Argument at 14–15 (Oct. 1, 2012), *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 133 S. Ct. 1659 (2013) (No. 10–1491)。

に、外国人不法行為法に依拠しようとした事件においては、1番目の推定は適用されるべきではない。同法はただ管轄権について規定しているにすぎず、この管轄権の範囲で提起された事件における実体法は、文字通り、国際法なのである。

第2の推定が一連の事例に直接適用されるわけではないが、その精神はこの結論を補強する。第2の推定の基礎となっているのは、国際法は合衆国が尊重すべき価値を有しているという観念である。合衆国法を外国の行為に域外適用することには問題があるかもしれない。しかし、国内裁判所が適用する実体法が国際法であるような場合、国内裁判所は地球上のいたるところで国際法の正統性を称揚できるのである。すべての国家は——E.T.の故郷およびその他の地球外の国々を除いて——このような国際法の推進に意を注がなければならないのである。

外国人不法行為法を根拠に連邦裁判所に持ち込まれた国際不法行為事件を次に合衆国最高裁が審理するときには、最高裁は国際法の適用を回避することで域外適用の法を歪めてはならない。諸国家の法を侵害してなされた不法行為に関する請求を審理することによって、最高裁は「国際法はわれわれの法の一部をなす……」³¹⁾という常套句に本来の意味を吹き込むことができるのである。

31) The Paquete Habana, 175 U.S. 677, 700 (1900).